

平成三十一年秋田県議会第一回定例会会議録

第七号

議事日程第七号

平成三十一年三月七日（木曜日）

午後一時開議

第一、弔詞贈呈の件	第一四、議案第 四八号	設用地整備事業特別会計予算
第二、議案第 五八号 秋田県教育委員会教育長の任命について	第一五、議案第 四九号	平成三十一年度秋田県下水道事業特別会計予算
第三、議案第 三七号 平成三十一年度秋田県一般会計予算	第一六、議案第 五〇号	平成三十一年度秋田県港湾整備事業特別会計予算
第四、議案第 三八号 平成三十一年度秋田県証紙特別会計予算	第一七、議案第 五一号	平成三十一年度秋田県地域総合整備資金特別会計予算
第五、議案第 三九号 平成三十一年度秋田県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	第一八、議案第 五二号	平成三十一年度秋田県秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計予算
第六、議案第 四〇号 平成三十一年度秋田県就農支援資金貸付事業等特別会計予算	第一九、議案第 五三号	平成三十一年度秋田県環境保全センター事業特別会計予算
第七、議案第 四一号 平成三十一年度秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計予算	第二〇、議案第 五四号	平成三十一年度秋田県公債費管理特別会計予算
第八、議案第 四二号 平成三十一年度秋田県土地取得事業特別会計予算	第二一、議案第 五五号	平成三十一年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計予算
第九、議案第 四三号 平成三十一年度秋田県工業団地開発事業特別会計予算	第二二、議案第 五六号	平成三十一年度秋田県国民健康保険特別会計予算
第一〇、議案第 四四号 平成三十一年度秋田県林業・木材産業改善資金特別会計予算	第二三、議案第 五七号	平成三十一年度秋田県電気事業会計予算
第一一、議案第 四五号 平成三十一年度秋田県市町村振興資金特別会計予算	第二四、議案第 一三三号	平成三十一年度秋田県工業用水道事業会計予算
第一二、議案第 四六号 平成三十一年度秋田県沿岸漁業改善資金特別会計予算	第二五、議案第 一四四号	平成三十一年度秋田県一般会計補正予算（第八号）
第一三、議案第 四七号 平成三十一年度秋田県能代港エネルギー基地建設予算	第二六、議案第 五九号	平成三十年地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計補正予算（第三号）
	第二七、議案第 六〇号	秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例案
	第二八、議案第 六一号	職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
		職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例及び職員の自己啓発等休業に関する条例の一部

	を改正する条例案	第四四、議案第 七六号	秋田県環境保全センター条例及び秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例案
第二九、議案第 六二号	秋田県税条例等の一部を改正する条例案	第四五、議案第 七七号	秋田県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例案
第三〇、議案第 六三号	市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案	第四六、議案第一一六号	秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
第三一、議案第 六四号	秋田県児童会館条例の一部を改正する条例案	第四七、議案第 九四号	地方独立行政法人秋田県立療育機構が徴収する料金の上限の変更に係る認可について
第三二、議案第 六五号	秋田県男女共同参画センター条例及び秋田県ゆとり生活創造センター条例の一部を改正する条例案	第四八、議案第 九五号	地方独立行政法人秋田県立病院機構の中期計画に関する認可について
第三三、議案第一一五号	秋田県県税条例の一部を改正する条例案	第四九、議案第 九六号	平成三十一年度自然公園事業に要する経費の一部負担について
第三四、議案第 九一号	包括外部監査契約の締結について	第五〇、議案第 七八号	秋田県水産振興センター条例等の一部を改正する条例案
第三五、議案第 九二号	公立大学法人国際教養大学が徴収する料金の上限の変更に係る認可について	第五一、議案第 七九号	秋田県家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例案
第三六、議案第 九三号	公立大学法人秋田県立大学が徴収する料金の上限の変更に係る認可について	第五二、議案第 八〇号	秋田県家畜検査等手数料徴収条例の一部を改正する条例案
第三七、議案第 六九号	秋田県福祉相談センター条例等の一部を改正する条例案	第五三、議案第 九七号	平成三十一年度県営土地改良事業に要する経費の一部負担について
第三八、議案第 七〇号	秋田県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案	第五四、議案第 九八号	平成三十一年度水産基盤整備事業に要する経費の一部負担について
第三九、議案第 七一号	秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案	第五五、議案第 九九号	平成三十一年度林道事業に要する経費の一部負担について
第四〇、議案第 七二号	秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例案	第五六、議案第 六六号	秋田県営観光レクリエーション施設条例等の一部を改正する条例案
第四一、議案第 七三号	秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例案	第五七、議案第 六七号	秋田県総合生活文化会館条例の一部を改正する条例案
第四二、議案第 七四号	秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例の一部を改正する条例案		
第四三、議案第 七五号	秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例の一部を改正する条例案		

第五八、議案第 六八号	秋田県スポーツ科学センター条例の一部を改正する条例案	第七三、議案第一〇六号	平成三十一年度県北地区広域汚泥処理事業に要する経費の一部負担について
第五九、議案第 八一号	秋田県産業振興プラザ条例等の一部を改正する条例案	第七四、議案第一〇七号	平成三十一年度急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部負担について
第六〇、議案第 八二号	秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例等の一部を改正する条例案	第七五、議案第一〇八号	平成三十一年度港湾事業に要する経費の一部負担について
第六一、議案第 八三号	秋田県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例案	第七六、議案第 八九号	学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案
第六二、議案第 八四号	秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案	第七七、議案第 九〇号	秋田県立美術館条例等の一部を改正する条例案
第六三、議案第 八五号	秋田県営住宅条例の一部を改正する条例案	第七八、議案第一一七号	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案
第六四、議案第 八六号	秋田県建築基準条例等の一部を改正する条例案	第七九、委員会審査、調査継続の件(請願第五四号、請願第五六号、請願第五七号、請願第五八号、請願第二号、請願第七号、請願第一号、請願第二四号、請願第二五号、請願第五五号)	(常任委員会、議会運営委員会の所管事項調査)
第六五、議案第 八七号	秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案		
第六六、議案第 八八号	秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案		
第六七、議案第一〇〇号	平成三十一年度都市計画事業に要する経費の一部負担について		
第六八、議案第一〇一号	平成三十一年度秋田湾・雄物川流域下水道事業に要する経費の一部負担について		
第六九、議案第一〇二号	平成三十一年度米代川流域下水道事業に要する経費の一部負担について		
第七〇、議案第一〇三号	平成三十一年度流域下水道汚泥焼却施設の維持管理に要する経費の一部負担について		
第七一、議案第一〇四号	平成三十一年度流域下水道汚泥炭化施設の維持管理に要する経費の一部負担について		
第七二、議案第一〇五号	平成三十一年度県北地区広域汚泥処理施設の維持管理に要する経費の一部負担について		

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午後一時開議

本日の出席議員 四十名

一 番	薄井 司	二 番	加賀屋 千鶴子
三 番	吉方 清彦	四 番	石川 徹
五 番	佐々木 雄太	六 番	杉本 俊比古
七 番	鈴木 健太	八 番	佐藤 信喜

九番	加藤麻里	十二番	佐藤正一郎
十一番	三浦茂人	十四番	小原正晃
十三番	沼谷純	十六番	今川雄策
十五番	鈴木雄大	十八番	高橋武浩
十七番	平山晴彦	二十番	石川ひとみ
十九番	東海林洋	二十二番	渡部英治
二十一番	菅原博文	二十四番	佐藤雄孝
二十三番	北林丈正	二十六番	竹下博英
二十五番	原幸子	二十八番	田口聡
二十八番	石田寛	三十番	三浦英一
三十番	土谷勝悦	三十二番	工藤嘉範
三十二番	近藤健一郎	三十四番	加藤欽一
三十四番	佐藤賢一郎	三十六番	小松隆明
三十七番	柴田正敏	三十八番	川口隆一
四十番	小田美恵子	四十番	鶴田有司
四十二番	鈴木洋一	四十三番	北林康司

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	佐竹敬久
副知事	堀井啓一
副知事	川原誠
観光文化スポーツ部理事	前川浩
総務部長	名越一郎
総務部危機管理監(兼)広報監	出口廣晴

●議長(鶴田有司議員) これより本日の会議を開きます。
 諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

企画振興部長	妹尾明
あきた未来創造部長	湯元巖
観光文化スポーツ部長	佐々木司
健康福祉部長	保坂学
生活環境部長	高橋修
農林水産部長	齋藤了
産業労働部長	水澤聡
建設部長	小川智弘
会計管理者(兼)出納局長	鎌田雅人
総務部次長	神部秀行
財政課長	猿田和三
教育委員会教育長	米田進
警察本部長	鈴木達也

議長報告 (朗読省略)

一、三月六日、次の議案について予算特別委員長から審査報告書が提出さ

れた。

(1) 議案第 三七号

(3) 同 第三九号

(5) 同 第四一号

(7) 同 第四三号

(9) 同 第四五号

(11) 同 第四七号

(13) 同 第四九号

(15) 同 第五一号

(17) 同 第五三号

(19) 同 第五五号

(21) 同 第五七号

(23) 同 第一一四号

れた。

(1) 議案第 五九号

(3) 同 第六一号

(5) 同 第六三号

(7) 同 第六五号

(9) 同 第六七号

(11) 同 第六九号

れた。

(1) 議案第 六九号

(3) 同 第七一号

(5) 同 第七三号

(7) 同 第七五号

(9) 同 第七七号

(2) 同 第三八号

(4) 同 第四〇号

(6) 同 第四二号

(8) 同 第四四号

(10) 同 第四六号

(12) 同 第四八号

(14) 同 第五〇号

(16) 同 第五二号

(18) 同 第五四号

(20) 同 第五六号

(22) 同 第一一三号

(2) 同 第六〇号

(4) 同 第六二号

(6) 同 第六四号

(8) 同 第六六号

(10) 同 第六八号

(12) 同 第七〇号

(14) 同 第七二号

(16) 同 第七四号

(18) 同 第七六号

(20) 同 第七八号

(22) 同 第八〇号

(24) 同 第八二号

(11) 同 第九四号

(13) 同 第九六号

(15) 同 第九八号

(17) 同 第一〇〇号

(19) 同 第一〇二号

(21) 同 第一〇四号

(23) 同 第一〇六号

(25) 同 第一〇八号

(27) 同 第一一〇号

(29) 同 第一一二号

(31) 同 第一一四号

(33) 同 第一一六号

(35) 同 第一一八号

(37) 同 第一二〇号

(39) 同 第一二二号

(41) 同 第一二四号

(43) 同 第一二六号

(45) 同 第一二八号

(47) 同 第一三〇号

(49) 同 第一三二号

(51) 同 第一三四号

(53) 同 第一三六号

(55) 同 第一三八号

(57) 同 第一四〇号

(59) 同 第一四二号

(12) 同 第九五号

(14) 同 第九七号

(16) 同 第九九号

(18) 同 第一〇一号

(20) 同 第一〇三号

(22) 同 第一〇五号

(24) 同 第一〇七号

(26) 同 第一〇九号

(28) 同 第一一一号

(30) 同 第一一三号

(32) 同 第一一五号

(34) 同 第一一七号

(36) 同 第一一九号

(38) 同 第一二一号

(40) 同 第一二三号

(42) 同 第一二五号

(44) 同 第一二七号

(46) 同 第一二九号

(48) 同 第一三一号

(50) 同 第一三三号

(52) 同 第一三五号

(54) 同 第一三七号

(56) 同 第一三九号

(58) 同 第一四一号

(60) 同 第一四三号

れた。

(1) 議案第 八二号

(3) 同 第八四号

(5) 同 第八六号

(7) 同 第八八号

(9) 同 第九〇号

(11) 同 第九二号

(13) 同 第九四号

(15) 同 第九六号

(17) 同 第九八号

(19) 同 第一〇〇号

(21) 同 第一〇二号

(23) 同 第一〇四号

(25) 同 第一〇六号

(27) 同 第一〇八号

(29) 同 第一一〇号

(31) 同 第一一二号

(33) 同 第一一四号

(35) 同 第一一六号

(37) 同 第一一八号

(39) 同 第一二〇号

(41) 同 第一二二号

(43) 同 第一二四号

(45) 同 第一二六号

(47) 同 第一二八号

れた。

(1) 議案第 八九号

(3) 同 第一一七号

(5) 同 第一一九号

(7) 同 第一二一号

(9) 同 第一二三号

(11) 同 第一二五号

(13) 同 第一二七号

(15) 同 第一二九号

(17) 同 第一三一号

(19) 同 第一三三号

(21) 同 第一三五号

(23) 同 第一三七号

(25) 同 第一三九号

(27) 同 第一四一号

(29) 同 第一四三号

(31) 同 第一四五号

(33) 同 第一四七号

(35) 同 第一四九号

(37) 同 第一五一号

(39) 同 第一五三号

(41) 同 第一五五号

(43) 同 第一五七号

(45) 同 第一五九号

(47) 同 第一六一号

れた。

(1) 議案第 八九号

(3) 同 第一一七号

(5) 同 第一一九号

(7) 同 第一二一号

(9) 同 第一二三号

(11) 同 第一二五号

(13) 同 第一二七号

(15) 同 第一二九号

(17) 同 第一三一号

(19) 同 第一三三号

(21) 同 第一三五号

(23) 同 第一三七号

(25) 同 第一三九号

(27) 同 第一四一号

(29) 同 第一四三号

(31) 同 第一四五号

(33) 同 第一四七号

(35) 同 第一四九号

(37) 同 第一五一号

(39) 同 第一五三号

(41) 同 第一五五号

(43) 同 第一五七号

(45) 同 第一五九号

(47) 同 第一六一号

とおりである。

一、三月六日、次の委員長から所管事項の調査継続申出書が提出された。

総務企画委員長

福祉環境委員長

農林水産委員長

産業観光委員長

建設委員長

教育公安委員長

一、三月七日、次の事項について議会運営委員長から調査継続申出書が提出された。

(1) 議会の運営に関する事項

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

(3) 議長の諮問に関する事項

一、三月四日、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告があり、同日、各議員に配付した。

【平成三十一年第一回定例会（二月議会） 請願審査

（委員会） 結果表は巻末に登載】

例月出納検査報告書

登載省略

●議長（鶴田有司議員） 日程第一、弔詞贈呈の件を議題といたします。

【議長（鶴田有司議員） 起立】

●議長（鶴田有司議員） 御報告いたします。

本県議会大関衛議員は、病気のため、昨日、午前十一時十六分逝去されました。誠に痛惜の極みであり、哀悼の念にたえません。ここに謹んで御報告を申し上げます。

この際、大関衛議員の御冥福を祈り、黙禱を行いたいと思っておりますので、

御起立願います。

【総員起立】

●議長（鶴田有司議員） 黙禱を始めます。

【総員黙禱】

●議長（鶴田有司議員） 黙禱を終わります。どうぞ御着席願います。

【総員着席】

●議長（鶴田有司議員） お諮りします。大関衛議員に対し、本議会の議決をもって弔詞を贈呈したいと思えます。また、弔詞の文案は、私に一人任せたいと存じます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

起草いたしました弔詞文を朗読いたします。

【議長（鶴田有司議員） 起立】

弔 詞

秋田県議会議員として

総務企画委員長並びに

建設委員長の任につかれるなど

連続五期二十年の長きにわたり

県勢発展のため力を尽くされ

地域経済や教育文化の振興など

県民生活の向上に大きく貢献された

大関衛議員の長逝に対しまして

謹んで哀悼の意を表し

恭しく弔詞を捧げます。

平成三十一年三月七日

秋 田 県 議 会

【議長（鶴田有司議員） 着席】

●議長（鶴田有司議員） 弔詞の贈呈方については、私を取り計らうことにいたします。

お諮りします。日程第二、議案第五十八号は、委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

日程第二、議案第五十八号秋田県教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本案は、秋田県教育委員会の教育長として米田進氏を任命するため、議会の同意を得ようとするものであります。

お諮りしますが、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。

起立により採決いたします。本案は、同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者全員であります。よって、議案第五十八号は同意されました。

次に、日程第三、議案第三十七号から日程第七十八、議案第一百七号までの議案七十六件を一括議題といたします。

各委員長の報告を求めます。まず、予算特別委員長の報告を求めます。

【三十九番（予算特別委員長川口一議員）登壇】

●予算特別委員長（川口一議員） ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会において審査した案件は、当初予算では、議案第三十七号平成三十一年度秋田県一般会計予算、総額五千七百四十億八千九百万円の

ほか、議案第三十八号、議案第三十九号、議案第四十号、議案第四十一号、議案第四十二号、議案第四十三号、議案第四十四号、議案第四十五号、議案第四十六号、議案第四十七号、議案第四十八号、議案第四十九号、議案第五十号、議案第五十一号、議案第五十二号、議案第五十三号、議案第五十四号、議案第五十五号、議案第五十六号及び議案第五十七号、合わせて二十一件であります。

今回の当初予算案は、本県の最重要課題である人口減少社会への対応と、「第三期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく施策等の推進の加速化の二つの視点に立ち、第三期プランの「重点戦略」及び「基本政策」に基づく施策等に重点的に取り組むことを基本にして計上されております。

また、追加付託された補正予算関係は、議案第百十三号平成三十一年度秋田県一般会計補正予算（第八号）及び議案第百十四号平成三十一年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計補正予算（第三号）の二件であります。

今回の追加付託された一般会計補正予算案は、決算見込みによる事業費の減について計上されており、五億九千八百九十六万円の減額であります。これにより、平成三十一年度の補正後の予算総額は、六千百十六億六千百二十二万円となります。

審査に当たっては、まず当局から説明を聞き、各分科会及び総括審査においてそれぞれ質疑を行いました。

その主な内容について申し上げます。

まず、総務企画分科会では、「自主防災リーダー育成支援事業」、「秋田ICT戦略事業」、「すこやか子育て支援事業」などについて質疑がありました。

また、福祉環境分科会では、「介護人材確保対策事業」、「水道事業基盤強化対策事業」などについて質疑がありました。

また、農林水産分科会では、「研究・活動費」、「経営体育成基盤整

備事業」、「全国豊かな海づくり大会推進事業」などについて質疑がありました。

また、産業観光分科会では、「『東京オリ・パラ』あきたの文化発信事業」、「スポーツ王国創成事業」、「あきた創業スタートアップ支援事業」、「人材確保対策事業」などについて質疑がありました。

また、建設分科会では、「あきた循環のみず協働推進事業」、「県単秋田空港駐車場利便性向上事業」、「県有財産利活用推進事業」などについて質疑がありました。

また、教育公安分科会では、「サイバーセキュリティ戦略推進事業」、「社会教育施設改修事業」、「運動部活動活力アップ支援事業」などについて質疑がありました。

次に、総括審査についてですが、はじめに「離職者の県内定着について」であります。

県内企業に就職しても、数年後に離職する新規学卒者は少なくない。秋田労働局や産業労働部、教育庁などの関係者が連携して、離職した方の情報の把握や、引き続き県内企業に就職していただくための方策の策定に、全力を挙げて取り組むべきではないかとただしたのに対し、県内企業を離職された方に改めて県内企業に就職していただくためには、離職者に対して、県内企業についての詳細な情報を提供することが一つの手法になると思う。また、来年度には、秋田労働局や市町村などと連携し、離職された方の情報を把握できる仕組みや手法を研究し、その結果を可能な限り実施に移せるよう取り組みたいと思うとの答弁がありました。

次に、「新スタジアム整備構想について」であります。

新たなスタジアムの整備については、平成二十九年度は、県が八十九万二千元、平成三十年度は、県と秋田市等のホームタウンが合わせて一千万円の予算をかけて検討を重ねてきたところである。このたび「新スタジアム整備構想策定協議会」から報告書が提出されたが、多くの労力

を費やししながら、いまだ何も結論が出ないという点については、スピード感に欠けると言わざるを得ない。今回の報告を一つの区切りとし、県として建設場所について何らかの方針を示すべきであると考えているがどうかとただしたのに対し、新たなスタジアムの整備については、これまで手順を踏んで検討を進めてきたところであり、今年度は、昨年度の「スタジアム整備のあり方検討委員会」からの提言等を踏まえ、協議会において、「秋田市八橋運動公園」など三カ所を候補地としながら、施設規模や機能、概算事業費、ランニングコストなどの検討とともに、候補地ごとの立地条件を踏まえた広さ、駐車場の確保などについて協議が行われた結果、いずれの候補地にも課題があると報告されたところである。このため、平成三十一年度は、まずは報告書で示された三カ所の候補地の課題について、先進地からの情報収集のほか、専門家の意見を伺いながら、秋田市とともに解決策を探っていきたいと考えている。例えば、八橋運動公園については、公園内のスポーツ科学センターや県立体育館、さらには、解体予定となっている秋田市文化会館などの周辺敷地の活用を含めた検討など、それぞれの候補地について、幅広い観点から検討を深めてまいりたい。そうした検討を重ねた上で、まずは三つの候補地の可能性を見極めるとともに、三カ所ともふさわしくないとした場合に、新たな候補地の選定も視野に入れなければならないと考えているとの答弁がありました。

次に、「イージス・アショアについて」であります。

来年度、防衛省から調査結果等の説明があると思われるが、その間に国会においてイージス・アショア関連の予算が可決され、購入することが決まることとなる。その後の配備決定までのスケジュールは非常にタイトになると思われるが、県や市が調査結果等を検証・協議するための予算が必要になったとしても、予算措置が間に合わないのではないかとただしたのに対し、国に対しては、幾ら予算をかけてでも絶対に住民を守るといふ対応が必要であると伝えており、配備計画が示されるまでは

一定の時間があるのではないかと考えられることから、物理的な工事等に要する経費を国が予算化するの、平成三十二年以降と思われる。県としては、まずは配備計画等を含めた全体像が示された後で、議会や地元を含めて議論をしていくことが必要であると考えており、そのための時間を十分に確保することや、地元の理解が得られない限り、物理的な工事には着手しないことなどについて、防衛省に対して申し入れをしてまいりたいとの答弁がありました。

次に、「医師確保について」であります。

先般、厚生労働省が公表した医師偏在指標において、北秋田医療圏が全国最下位となった。県は、要因を調査するとともに、医師の確保や地域偏在解消等について、もっと大胆な対策を取るべきと考えるがどうかとただしたのに対し、医師偏在指標は、高齢化の顕著な本県では、数値が低くなる計算方法を用いているようだが、根拠となったデータなどの詳細は、まだ公表されていないため、現時点では十分な要因分析ができない状況にある。医師不足等の解決のため、県ではこれまで、秋田大学地域枠修学資金の活用などにより様々な対策を講じてきたところであるが、来年度は、地域バランスの改善もとれるよう目標を掲げて、「医師確保計画」を策定するほか、新たに「地域の外来医療機能維持支援事業」により、病院を退職する医師と後継者のいない診療所とのマッチングを促進するなど、医師確保や偏在解消の対策に努めてまいりたい。また、医師の不足や偏在は国全体の問題であることから、全国知事会では、国に対して、これまでも過疎地や医師不足地域に医師を誘導するような政策を繰り返し要望や提案をしてきているが、今後の人口減少を見据えた医師数の抑制や、居住地や職業選択の自由などのため、なかなか進展がみられないことから、引き続き、地方で勤務する医師に対する診療報酬での評価や首都圏からの協力体制の構築など、抜本的な対策を講ずるようしっかりと国へ要望してまいりたいとの答弁がありました。

次に、「農林漁業振興臨時対策基金事業について」であります。

県では、平成二十八年度、ヤマト運輸株式会社、株式会社ANA cargoと「秋田県産品の販路拡大に向けた連携協定」を締結し、県産品を西日本やアジアに翌日に配達するサービスが開始されてから二年が経過した。基金を活用した「農産物グローバルマーケティング推進事業」は、この利用状況や課題を踏まえて実施するものと思われるが、どのようにして県産品の輸出拡大につなげていくのかとただしたのに対し、連携協定による関西圏、あるいは沖縄を経由したアジア圏への航空輸送サービスは、これまで企業や団体に利用され、主に枝豆や比内地鶏などの農産物を輸送してきたが、海外にはサンプル的なものに限られている。今後さらに輸出を拡大していくためには、輸出国ごとのニーズをより細かく把握するほか、比較的小規模の農業法人や個人がチャレンジできる仕組みづくりが課題と考えている。このため、農産物グローバルマーケティング推進事業では、本県のターゲットであるアジア圏を中心に年間二百万人の外国人が訪れる沖縄県の琉球王国市場という商業施設において、秋田ならではの農産物を通年で展示・販売しながら、外国人の嗜好に合った品質や味、食べ方などについてマーケティング調査し、アジア圏への輸出拡大に努めるとともに、本県に対するイメージアップを図って秋田への誘客促進にも寄与してまいりたいとの答弁がありました。

そのほか、「新幹線構想について」、「洋上風力発電等の再生可能エネルギーについて」、「漁業振興について」などに関して質疑がありました。質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第三十七号、議案第五十五号及び議案第五十六号、以上三件については、賛成多数をもって、議案第三十八号から議案第五十四号まで、議案第五十七号、議案第一百十三号及び議案第一百十四号、以上二十件については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告を申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 総務企画委員長の報告を求めます。

【二十三番（総務企画委員長北林丈正議員）登壇】

●総務企画委員長（北林丈正議員） たいいま議題となりました、議案第五十九号、議案第六十号、議案第六十一号、議案第六十二号、議案第六十三号、議案第六十四号、議案第六十五号、議案第六十一号、議案第九十二号、議案第九十三号及び議案第一百五号、以上十一件について、総務企画委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第五十九号は、動物の愛護及び管理に関する施策を一層推進するため、秋田県動物管理センターを秋田県動物愛護センターに改編しようとするものであります。

議案第六十号は、労働基準法の一部改正に鑑み、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する事項を定めようとするものであります。

議案第六十一号は、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行おうとするものであります。

議案第六十二号は、地方税法の一部改正に伴い、一定の申告等を電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う場合に係る規定の整備を行おうとするものであります。

議案第六十三号は、知事の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るため、経由事務に建築物の建蔽率の特例に関する許可申請の受理等の事務を加えようとするものであります。

議案第六十四号は、秋田県児童会館のホール等の使用料の時間区分を改めるとともに、プロジェクターを使用する者から使用料を徴収しようとするものであります。

議案第六十五号は、消費税法の一部改正及び秋田県税条例の一部を改正する条例の一部の施行に鑑み、あきた未来創造部関係条例の使用料の額を改定しようとするものであります。

議案第九十一号は、平成三十一年度の包括外部監査について、委託契約を締結しようとするものであります。

議案第九十二号及び議案第九十三号は、地方独立行政法人法第二十三

条第二項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第一百五号は、地方税法の一部改正に伴い、都道府県等に対する寄附金に係る個人県民税の特例控除及び環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税の特例措置の見直し等を行おうとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

議案第一百五号秋田県県税条例の一部を改正する条例案についてであります。

今回の地方税法の改正により、ふるさと納税の返礼品が基準を満たさない場合、特例控除の対象とならなくなるとのことだが、税に関する制度であるから、その基準となる「地場産品」の定義は明確なものとする必要がある。地場産業の振興につながることから、品物を返礼品とする形が定着しているが、ふるさとへの支援を行ったとして名誉をたたえるなど、新しい返礼の形も示すことができれば、ふるさと秋田としてのPRにもなる。市町村と相談の上で、秋田県全体でそういった方向性を示すことを検討してはどうかとただしたのに対し、ふるさと納税制度の趣旨に鑑み、県よりも住民に身近である市町村が中心となって取り組むべきと考え、制度開始当初から、県は、市町村の取組を支援する立場をとってきたところである。その後、各市町村も様々な工夫を凝らし、独自性を打ち出してきたのがこの十年間の歩みであり、これまで各市町村の取組とともに成長してきた制度でもあることから、今回の制度改正を踏まえつつ、今後も各市町村の自主性を尊重しながら取り組んでまいりたいと考えているとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第五十九外十件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 福祉環境委員長の報告を求めます。

【十一番（福祉環境委員長三浦茂人議員）登壇】

●福祉環境委員長（三浦茂人議員） ただいま議題となりました、議案第六十九号、議案第七十号、議案第七十一号、議案第七十二号、議案第七十三号、議案第七十四号、議案第七十五号、議案第七十六号、議案第七十七号、議案第九十四号、議案第九十五号、議案第九十六号及び議案第九十六号、以上十三件について、福祉環境委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第六十九号は、消費税法の一部改正及び秋田県税条例の一部を改正する条例の一部の施行に鑑み、健康福祉部関係条例の使用料等の額を改定しようとするものであります。

議案第七十号は、地域の実情に鑑み、民生委員の定数を改めようとするものであります。

議案第七十一号は、介護支援専門員実務研修受講試験及び介護支援専門員実務研修の実施に要する費用の適正な負担を確保するため、同試験の試験問題作成事務等の手数料の額を引き上げようとするものであります。

議案七十二号は、障害を理由とする差別の解消の推進について、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の解決のための体制の整備や、障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本的な事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進しようとするものであります。

議案第七十三号は、学校教育法の一部改正により、専門職大学に在学する者に係る修学資金の返還等に関し、所要の規定の整備を行うおうとするものであります。

議案第七十四号は、医療従事者に係る他の修学資金制度との均衡を図るため、修学資金の返還の債務を免除する要件を緩和しようとするものであります。

議案第七十五号は、工業標準化法の一部改正に伴い、所要の規定の整

理を行うおうとするものであります。

議案第七十六号は、消費税法の一部改正及び秋田県税条例の一部を改正する条例の一部の施行に鑑み、生活環境部関係条例の使用料の額を改定しようとするものであります。

議案第七十七号は、水道法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うおうとするものであります。

議案第九十四号は、地方独立行政法人秋田県立療育機構が徴収する料金の上限の変更に関する認可について、地方独立行政法人法第二十三条第二項の規定に基づき、議会の議決を求められます。

議案第九十五号は、地方独立行政法人秋田県立病院機構の中期計画に関する認可について、地方独立行政法人法第八十三条第三項の規定に基づき、議会の議決を求められます。

議案第九十六号は、平成三十一年度自然公園事業に要する経費の一部を関係市町村に負担させようとするものであります。

議案第九十六号は、省令で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正により、乳児院等の職員の資格要件について所要の規定の整備を行うおうとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第六十九号外十二件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

はじめに、健康福祉部関係の「秋田県受動喫煙防止条例（仮称）骨子案について」であります。

骨子案によると、県が制定しようとする条例では、猶予措置のある小規模飲食店であっても、従業員を使用している場合は規制の対象にしているとともに、指定たばこ専用喫煙室についても設置しないよう努めることを求めており、改正健康増進法よりも、事業者にとって厳しい内容となっている。さらに、駅や空港などについても屋内禁煙とするとのこ

とで、屋内でたばこを吸える場所はほとんどなくなってしまおうようにも思われるが、これほどに規制を強めると、経済活性化や観光振興に影響を与えるほか、かえって屋外での無秩序な喫煙を助長する結果を招くのではないかと懸念する。本当にここまで厳しい規制を設ける必要があるのかとただしたのに対し、当該条例は、人口減少と高齢化のさらなる進行という本県の将来的な課題を背景に、高齢に達しても元気に秋田を支えていくことができるよう、健康寿命の延伸を図る環境整備として、健康への影響が明らかになつてきたこの煙、特に受動喫煙による健康被害から子供をはじめとする県民を守るため、喫煙が可能なエリアとそうでないエリアの区分を明確にしようとするものである。当該条例のもとでは、飲食店でも一定の基準を満たす場合は、外部に煙が漏れない喫煙専用室を設けたり、屋外の受動喫煙が生じる恐れがない箇所に喫煙所を設けたりすることは可能である。また、規制内容については、条例制定の検討過程で実施したアンケート調査において、飲食店の経営者から一律な対応を望む声が多く聞かれたことを反映したものであることを御理解いただきたい。本県の受動喫煙に係る現状を念頭に置きつつ、その改善を目指し、受動喫煙を望まない方々と喫煙者や事業者の方々のいづれに対しても十分な配慮を欠かさないことを前提に、秋田県独自の受動喫煙防止のための条例を制定する必要があるというのが県の立場であるとの答弁がありました。

次に、生活環境部関係の「ツキノワグマの推定生息数について」及び「秋田県第二種特定鳥獣管理計画の変更について」であります。

昨年度から実施している、カメラトラップ法を用いた県内のツキノワグマの生息数調査により、今年四月一日現在の推定生息数として約三千七百頭という数値が得られたとのことだが、これを踏まえてどのような対策を講じていくのかとただしたのに対し、今回得られた推定生息数から、秋田県の個体群はある程度捕獲圧を強めたとしても、当面、絶滅する恐れはないと推測されるため、今後は一定の捕獲圧を加えることをは

じめ、各種総合的な対策を実施し、適正な個体数管理を図っていく考えであるとの答弁がありました。

また、県内におけるイノシシの増加については、当委員会でもかねてから話題とされてきたが、昨今は、農家からイノシシによる農作物被害の訴えを聞く機会も増えている。他県における急激な増加状況を見ても喫煙の対策が必要と考えるが、どのような対策法を検討しているのかとただしたのに対し、イノシシは従来秋田県内に生息していた野生動物ではないことから、第二種特定鳥獣管理計画においても強力な捕獲圧を加えることとしている。捕獲の手法については、通常行っている農作物被害等の情報に基づいて有害捕獲許可を出し、それから捕獲に向かうという手順では迅速な対応ができないため、ニホンザル対策において実施しているように、目撃情報が多い地域での巡視時にイノシシを発見次第、捕獲できるような態勢づくりの検討を行っていきたいと考えている。対策推進のための予算確保については、農林水産部との連携のもと、農林水産省所管の鳥獣被害防止総合対策交付金等の財源を活用することで、必要な施策を展開してまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告を申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 農林水産委員長の報告を求めます。

●【三十五番（農林水産委員長小松隆明議員）登壇】

●農林水産委員長（小松隆明議員） ただいま議題となりました、議案第七十八号、議案第七十九号、議案第八十号、議案第九十七号、議案第九十八号及び議案第九十九号、以上六件について、農林水産委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第七十八号は、消費税法の一部改正及び秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部の施行に鑑み、農林水産部関係条例の使用料等の額を改定しようとするものであります。

議案第七十九号は、家畜の病理解剖検査を受けようとする者等から手数料等を徴収するとともに、牛の「ヨーネ病」及び蜜蜂の「腐そ病」の

検査に要する費用の適正な負担を確保するため、これらの手数料の限度額を引き上げようとするものであります。

議案第八十号は、牛の「ヨーネ病」及び蜜蜂の検査に要する費用の適正な負担を確保するため、これらの手数料の額を引き上げようとするものであります。

議案第九十七号、議案第九十八号及び議案第九十九号は、当該事業に要する経費の一部を関係市町村に負担させようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第七十八号外五件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。はじめに、「極良食味新品種となる系統の選定等について」であります。

新品種の食味は非常によく、この食味を維持しブランドを確立しているためには、栽培地域や栽培方法など厳格な基準を定める必要があると思う。平成三十四年度には一般作付が始まるスケジュールとなっているが、どのような地域に作付を誘導していくのかとただしたのに対し、新品種は、成熟期が「あきたこまち」よりも十日ほど遅い晩生品種であり、気象条件によっては登熟不良や食味低下といったリスクが高まることから、県内全域での栽培は難しいと考えている。しかし、中山間地であっても、地域によっては、田植えを早めることによって登熟期間を確保できる可能性があることから、現地栽培試験の結果や地域の実情を踏まえ、栽培適地を決めてまいりたいとの答弁がありました。

また、新品種のデビューに当たっては、極良食味米にふさわしい名称にすることが必要だと思うが、どのように決定していくのかとただしたのに対し、名称決定の方法は、今年の五月に立ち上げる「新品種ブランド化戦略本部」において検討することになるが、現時点では、平成三十二年四月以降に全国から公募を開始し、同年十月には最終決定すること

を想定している。名称については、秋田をイメージさせるものや食味を表現するもの、これまででない斬新な名称など、様々な切り口が考えられるので、慎重に検討してまいりたいとの答弁がありました。

次に、「ハタハタの漁獲状況と今後の対応について」であります。

この三月に「北部日本海海域ハタハタ資源管理協定」を更新する関係四県の会議が開催されることである。ハタハタに対する思いが非常に強い本県が、この会議をリードしなければならぬと考えるがどうかとただしたのに対し、ハタハタは、まさに県の魚であり、県民のハタハタにかかる強い思いは十分に感じており、安定した漁獲が続けられるよう、資源管理を徹底したいと考えている。このため、三月に秋田市で開催する会議では、各県の資源管理に向けた取組や今後の取組の方向性について意見交換を行うなど、県漁協とともに議論をリードしてまいりたいと考えているとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 産業観光委員長の報告を求めます。

【三十四番（産業観光委員長佐藤賢一郎議員）登壇】

●産業観光委員長（佐藤賢一郎議員） ただいま議題となりました、議案第六十六号、議案第六十七号、議案第六十八号及び議案第八十一号、以上四件について、産業観光委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第六十六号は、消費税法の一部改正及び秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部の施行に鑑み、観光文化スポーツ部関係条例の使用料等の額を改定しようとするものであります。議案第六十七号及び議案第六十八号は、消費税法の一部改正及び秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部の施行に鑑み、秋田県総合生活文化会館等の使用料の額の改定等をしようとするものであります。

議案第八十一号は、消費税法の一部改正及び秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部の施行に鑑み、産業労働部関係条例の使用料の額を

改定しようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第六十六号外三件は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

「新スタジアム整備構想策定協議会報告書の概要について」であります。

協議会からの報告書が示されたが、これまでの議論を含めて具体的な進展が見られず、県民からも、いつ建設に向けた結論が出されるのか、先が見えないという声も聞こえてきている。今回調査した三カ所の候補地それぞれに課題があるとされた中で、今後どのように議論を進めていくのかとただしたのに対し、本協議会では、新スタジアムの整備候補地は秋田市市街地が望ましいという、昨年度の「スタジアム整備のあり方検討委員会」からの提言を踏まえて候補地を選定し、候補地ごとの課題を整理することを第一の目的として議論を進めてきたところである。今後は、県と秋田市とで専門家からの聞き取りなどを行いながら、今回整理された課題が解決可能か、一つ一つ時間をかけて、しっかりと丁寧に検討を進めてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 建設委員長長の報告を求めます。

【二十五番（建設委員長原幸子議員）登壇】

●建設委員長（原幸子議員） たいだいま議題となりました、議案第八十二号、議案第八十三号、議案第八十四号、議案第八十五号、議案第八十六号、議案第八十七号、議案第八十八号、議案第九十号、議案第九十一号、議案第九十二号、議案第九十三号、議案第九十四号、議案第九十五号、議案第九十六号、議案第九十七号及び議案第九十八号、以上十六件について、建設委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第八十二号は、消費税法の一部改正及

び秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部の施行に鑑み、建設部関係条例の使用料等の額を改定しようとするものであります。

議案第八十三号は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行により、土地使用権等の取得の裁定を受けようとする者等から手数料を徴収しようとするものであります。

議案第八十四号は、道路法施行令の一部改正により、所要の規定の整備を行うものであります。

議案第八十五号は、県営矢留改良住宅児童遊園及び同改良住宅集会所の使用の実態により、これらの施設を廃止しようとするものであります。議案第八十六号は、建築基準法の一部改正により、所要の規定の整理を行うものであります。

議案第八十七号は、建築基準法の一部改正により、建築物の建蔽率に関する特例許可を受けようとする者等から手数料を徴収しようとするものであります。

議案第八十八号は、消費税法の一部改正及び秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部の施行に鑑み、行政財産の目的外使用に係る使用料の額を引き上げようとするものであります。

議案第九十号から議案第九十八号までの九件は、当該事業に要する経費の一部を関係市町村等に負担させようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第八十二号外十五件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主なる質疑について申し上げます。

はじめに、建設部関係の「公共工事における設計労務単価とA Iの活用について」であります。

建設工事従事者の賃金については、熟練した職人でも賃金が安いと言われているが、将来的にはA Iなどを活用することで、現場条件や熟度などに応じた、きめ細かな設計労務単価の設定が必要と考えるかどうか

とただしたのに対し、AIを活用して熟度等に応じた設計労務単価を設定するためには、おのおのの現場における作業員等の人数や職種、熟度などのデータの蓄積が必要になると考えられる。国では、建設工事従事者の技能や保有資格、就業実績などのデータを統一的に蓄積する「建設キャリアアップシステム」の運用を来年度から開始する予定であり、このような取組は、設計労務単価の設定や工事費の積算等にAIを活用する第一歩となるため、県としては、国の動向を注視しつつ、まずは各種データの蓄積等に向けて取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、出納局関係の「地域振興局庁舎におけるエレベーターの設置について」であります。

昨年の決算特別委員会において、「地域振興局庁舎は、障害者を含む多くの県民が利用する施設であるため、エレベーターの設置を積極的に検討すべき」との意見があったが、その後、県庁内部ではどのような検討を行っているのか。あきた公共施設等総合管理計画に基づき、複数の地域振興局庁舎において大規模修繕工事を予定しているため、これに併せてその設置を検討するべきではないかとただしたのに対し、決算特別委員会での意見を踏まえ、これまで、地域振興局庁舎を所管するあきた未来戦略課のほか、県有建築物の維持修繕を担っている営繕課などと、複数回、協議を行ったところである。早急な設置は困難であると認識しているが、今後関係部局と連携して、さらに検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 教育公安委員長の報告を求めます。

【二十一番（教育公安委員長菅原博文議員）登壇】

●教育公安委員長（菅原博文議員） ただいま議題となりました、議案第八十九号、議案第九十号及び議案第百十七号、以上三件について、教育公安委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第八十九号は、児童生徒数の増減等に

伴い、学校職員の定数を改めようとするものであります。

議案第九十号は、消費税法の一部改正及び秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部の施行に鑑み、教育委員会関係条例の使用料の額を改定しようとするものであります。

議案第百十七号は、国における義務教育費国庫負担金の見直しに鑑み、教員特殊業務手当の額を引き下げようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

議案第八十九号学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。

学校に配置している教員には臨時講師も含まれると思うが、教諭と同じ業務を行っている臨時講師を積極的に教諭として採用し、条例で定める教員の定数に占める教諭の割合を高めるべきだと考えるがどうかとただしたのに対し、県の条例で定める定数は、法律で定める定数に県単独で措置する少人数学級対応分等の人数を加えて算出される。県単独で措置する分などについては、単年度の計画によるものであることや、学校の統廃合や児童生徒数の減少により定数が減少することを鑑みれば、条例定数どおり正職員である教諭を配置することは困難であるが、秋田県の全体の教育力低下につながるよう、将来の定数減や統合計画を見据えて教職員の配置を行ってまいりたいとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第八十九号外二件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における「平成三十一年三月高等学校卒業予定者の就職内

定状況」についてであります。

好景気により就職者が首都圏に流れる傾向にあるので、県内に就職しても十分に将来設計が立つことが理解されるように、企業のパンフレットや就職案内を工夫するなど、PR方法について県の関係部局と協議し

ていくことはできないか。また、せっかく県内企業に就職しても二、三年で離職してしまう原因について調査分析し、離職防止につながる対策を講ずる必要があると考えるがどうかとただしたのに対し、県全体の県内就職者数は、十二月末現在で前年同期比一・九％減少しているが、県内企業や業界の積極的な高校へのPRにより、建設業界への就職内定者数は、平成三十年十二月末時点で前年度比プラス二十七名となっているところである。こういった企業の努力が県内就職に結びついていることから、県教育委員会としても、様々な関係業界や企業、関係部局と連携して、県内就職者が増加するよう取組を進めてまいりたい。また、離職防止については、現在各地区に一名配置している職場定着支援員を中心に、今後、精力的に取組を行ってまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（鶴田有司議員） 以上で各委員長の報告は終わりました。

各委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 質疑はないものと認めます。

討論を行います。

二番加賀屋千鶴子議員から討論の通告がありますので、発言を許します。

【二番（加賀屋千鶴子議員）登壇】

●二番（加賀屋千鶴子議員） 日本共産党の加賀屋千鶴子です。ただいま議題となりました、議案第三十七号平成三十一年度秋田県一般会計予算をはじめ、議案十七件について討論いたします。

はじめに、一般会計予算についてです。

本予算案は、国の消費税十％増税を前提にしています。消費税が十％になれば、「軽減税率」がとられたとしても、消費支出が二〇一七年水準で見ると、年間消費税負担額は五万一千円も増えるという試算もあります。幼児教育・保育の無償化など実施されたとしても、可処分所得は

下がり、家計にも経済にも大打撃を与えることは明らかです。しかも、増税の根拠は、統計不正によって崩れています。消費税十％増税はやめて、アベノミクスでもうけを上げてきた富裕層・大企業への行き過ぎた優遇税制を改め、応分の負担を求めべきです。また、県が「県財政の現状と見通しについて」で、「今後も地方交付税の増が見込めない」と述べていますが、地方交付税におけるトップランナー方式の導入など成果主義重視が進み、これまでの財源保障機能が低められています。識者の間からも問題が指摘されています。

この二点については、国の問題ではありますが、このような前提の上に編成された予算であることを指摘したいと思います。

知事は、新年度予算について、本県の最重要課題である人口減少社会への対応をはじめとする「第三期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく施策の推進を加速させるとしました。しかし、さきに述べたように、臨時財政対策債を含め、実質的な地方交付税が五十六億円減り、厳しい予算編成です。政策経費、県単事業は、三十％カットなどとし、公益性・公共性の高い住宅リフォーム助成制度などが削減されることになりました。こういうときだからこそ、不要不急の事業を抜本的に見直しをし、中止をして、地域経済を全体として底上げし、県民の暮らしと命を守る予算に重点を置くべきではないでしょうか。成瀬ダムや事業費が増え続けた県・市連携文化施設は、中止すべきです。また、サッカースタジアム整備事業は、事業主体、県の財政負担がどうなるか定まらない状況のまま整備に向けた秋田市との検討を進める、この予算が計上されていますが、県民の要望があったとしても立ち止まるべきではないでしょうか。そして、小規模家族農業にも目を向け、農業を振興していくことや、中小・小規模事業者に支援をして、賃金の引き上げなど働く環境を改善し、人口流出を防ぐために努力すべきです。幼児教育・保育の無償化に伴い、対象から外れる給食費について県が助成することを歓迎するものですが、この機会に、子供の医療費助成事業拡充など子育て世代の経済的負担の

軽減や、秋田県をより一層子育てしやすい環境にするために、市町村とも協力し、検討し、実施すべきです。一般会計の中の商工費の占める割合が高い状況は評価するものですが、もっと広い業種層に影響が及ぶ事業に心を砕く必要があります。

防災対策など求めてきた対応が図られる点などありますが、これまで述べてきたことから、本予算案には賛成できません。

議案第五十五号平成三十一年度秋田県国民健康保険特別会計予算についてです。

今年度から、都道府県に国保行政の監督権限が与えられ、県は国保財政を担うことになり、二年目の予算編成です。県内の国保の一人当たりの税額は、県平均十一万九千四百三十二円で、前年度よりも一・七％減となっています。しかし、秋田市をはじめ七市町村は高くなっており、被保険者の税額をどうするかは市町村の判断ですが、これまでも問題にしているように、ほかの健康保険に比べて高い状況に変わりはありません。

「国保の構造的問題」について、地方団体や国保中央会が一致して主張し、政府も厚労省も認めざるを得ない大問題になっています。全国知事会は、二〇一七年、「一兆円の公費投入増」により国保税を引き下げる要望をしています。日本共産党が昨年十一月に発表した国保政策では、国の「一兆円の公費負担増」を実現させ、国保税を「協会けんぽ並みの保険料」に引き下げる提起をしています。実現に向け、全力を上げるものです。

国保の被保険者負担が限界に達し、県内でも幾つかの市町村が負担軽減のために繰り入れを行っていました。国は、国保の県単位化によって、その法定外繰り入れの解消を進めようとしています。国と一緒に住民負担増を進めるのか、住民を守る防波堤となるのか、県、市町村には今厳しく問われています。全国的には、自治体独自の負担軽減を取り出した自治体もあります。国保の財政を担うことになった秋田県が、住民

の立場で被保険者の負担軽減や独自補助など検討し実施すべきです。よって、本予算案には賛成できません。

議案第八十三号秋田県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例案についてです。

昨年六月、国において、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が成立しました。この中で、「所有者不明土地」を収用対象とする場合に、収用委員会の審理・採決の手續を省略し、「都道府県知事の裁定」に代えることを可能にする特例が設けられました。本条例案は、知事が認める「地域福祉増進事業」に活用する場合、土地使用権等の取得の裁定申請に係る手数料を定めようとするものです。

長期間相続登記がされないなどの事情により発生する所有者不明土地については、対策が必要です。しかし、今回の措置では、所有者不明土地の発生や増加に根本的な対策を施すものではなく、利用の促進を図るものになっています。土地収用は、最も直接的な財産権の剥奪ではないでしょうか。事業者が自らの判断で、利害関係者や住民に何らの説明もすることなく事業を進めるといふ事態を招きかねないものです。このような問題を含んでおり、本条例案には反対です。

議案第六十五号外十三件については、国の消費税増税に伴い、県有施設の使用料などを引き上げるための条例改正です。

消費税については、前に述べたことから反対ですし、これにあわせて引き上げることは、県民にさらに負担を押しつけることになり、賛成できるものではありません。

以上で私の討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

●議長（鶴田有司議員） 以上をもちまして、通告者の発言は終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。

採決いたします。まず、議案第三十七号、議案第五十五号、議案第五十六号、議案第六十五号、議案第九十二号、議案第九十三号、議案第六

十九号、議案第七十六号、議案第九十四号、議案第七十八号、議案第六十六号から議案第六十八号まで、議案第八十一号から議案第八十三号まで、議案第八十八号及び議案第九十号、以上十八件を一括し、起立により採決いたします。以上の議案十八件は、いずれも原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者過半数であります。よって、議案第三十七号、議案第五十五号、議案第五十六号、議案第六十五号、議案第九十二号、議案第九十三号、議案第六十九号、議案第七十六号、議案第九十四号、議案第七十八号、議案第六十六号、議案第六十七号、議案第六十八号、議案第八十一号、議案第八十二号、議案第八十三号、議案第八十八号及び議案第九十号は、原案のとおり可決されました。

次に、残る議案五十八件について一括し、採決いたします。以上の議案五十八件は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認めます。議案第三十八号、議案第三十九号、議案第四十号、議案第四十一号、議案第四十二号、議案第四十三号、議案第四十四号、議案第四十五号、議案第四十六号、議案第四十七号、議案第四十八号、議案第四十九号、議案第五十号、議案第五十一号、議案第五十二号、議案第五十三号、議案第五十四号、議案第五十七号、議案第六十三号、議案第六十四号、議案第六十五号、議案第六十六号、議案第六十七号、議案第六十八号、議案第六十九号、議案第七十号、議案第七十一号、議案第七十二号、議案第七十三号、議案第七十四号、議案第七十五号、議案第七十七号、議案第七十八号、議案第七十九号、議案第八十号、議案第八十一号、議案第八十二号、議案第八十三号、議案第八十四号、議案第八十五号、議案第八十六号、議案第八十七号、議案第八十八号、議案第八十九号、議案第九十号、議案第九十一号、議案第九十二号、議案第九十三号、議案第九十四号、議案第九十五号、議案第九十六号、議案第九十七号、議案第九十八号、議案第九十九号、議案第一百号、議案第一百一号、議案第一百二号、議案第一百三号、議案第一百四号、議案第一百五号、議案第一百六号、議案第一百七号、議案第一百八号、議案第一百九号、議案第一百十号、議案第一百十一号、議案第一百十二号、議案第一百十三号、議案第一百十四号、議案第一百十五号、議案第一百十六号、議案第一百十七号、議案第一百十八号、議案第一百十九号、議案第一百二十号、議案第一百二十一号、議案第一百二十二号、議案第一百二十三号、議案第一百二十四号、議案第一百二十五号、議案第一百二十六号、議案第一百二十七号、議案第一百二十八号、議案第一百二十九号、議案第一百三十号、議案第一百三十一号、議案第一百三十二号、議案第一百三十三号、議案第一百三十四号、議案第一百三十五号、議案第一百三十六号、議案第一百三十七号、議案第一百三十八号、議案第一百三十九号、議案第一百四十号、議案第一百四十一号、議案第一百四十二号、議案第一百四十三号、議案第一百四十四号、議案第一百四十五号、議案第一百四十六号、議案第一百四十七号、議案第一百四十八号、議案第一百四十九号、議案第一百五十号、議案第一百五十一号、議案第一百五十二号、議案第一百五十三号、議案第一百五十四号、議案第一百五十五号、議案第一百五十六号、議案第一百五十七号、議案第一百五十八号、議案第一百五十九号、議案第一百六十号、議案第一百六十一号、議案第一百六十二号、議案第一百六十三号、議案第一百六十四号、議案第一百六十五号、議案第一百六十六号、議案第一百六十七号、議案第一百六十八号、議案第一百六十九号、議案第一百七十号、議案第一百七十一号、議案第一百七十二号、議案第一百七十三号、議案第一百七十四号、議案第一百七十五号、議案第一百七十六号、議案第一百七十七号、議案第一百七十八号、議案第一百七十九号、議案第一百八十号、議案第一百八十一号、議案第一百八十二号、議案第一百八十三号、議案第一百八十四号、議案第一百八十五号、議案第一百八十六号、議案第一百八十七号、議案第一百八十八号、議案第一百八十九号、議案第一百九十号、議案第一百九十一号、議案第一百九十二号、議案第一百九十三号、議案第一百九十四号、議案第一百九十五号、議案第一百九十六号、議案第一百九十七号、議案第一百九十八号、議案第一百九十九号、議案第二百号、議案第二百一号、議案第二百二号、議案第二百三号、議案第二百四号、議案第二百五号、議案第二百六号、議案第二百七号、議案第二百八号、議案第二百九号及び議案第二百十号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第七十九、委員会審査、調査継続の件を議題といたします。討論を行います。

二十八番石田寛議員、十八番石川ひとみ議員、九番加藤麻里議員、十三番沼谷純議員、二番加賀屋千鶴子議員、以上の五名からそれぞれ討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、二十八番石田寛議員の発言を許します。

【二十八番（石田寛議員）登壇】

●二十八番（石田寛議員） ただいま議題となりました、請願第五十四号秋田市新屋地区へのイージス・アショア配備計画に反対する意思を示すことを求める請願について、継続審査とすることに反対の立場で討論を行います。

請願理由にあるように、地元住民は生活への重大な悪影響を心配しているものであります。特に、電磁波による生活や健康への影響であります。ミサイル迎撃のために使用するレーダーは、五百五十キロ先の物体を探知する必要があります。五百五十キロと言えば、秋田から東京を超える距離になります。ですから電気の出力も膨大になり、想像できないほどの電磁波が発生することが予想されます。特に、このたびの防衛省がイージス・アショアに採用するのは、アメリカ・ロッキード・マーチン社のLMSRという、開発途中にあるレーダー・システムであります。これは、まだ未完成のレーダー機器であることから、環境影響調査はできません。机上の計算で説明されても、地元住民が納得することはないのであります。また、秋田沖に数百という数の洋上風力発電計画があります。洋上風力発電が生む健康被害は、低周波音・超低周波音とあって風車の羽が空気を切り裂いて生まれる振動を主な原因とするもの

で、それは、頭痛、不眠、動悸や胸の圧迫感、息切れ、めまい、吐き気などの自律神経失調症に似た症状を生むと言われていきます。このような健康被害が心配な洋上風力発電計画があることと、イーリス・アショア配備が重なることは、電磁波と低周波音・超低周波音が相乗効果を招き、複合汚染として新たな健康被害をもたらす可能性があると考えるべきであります。

防衛省は、早くも契約を結んでから六年間を要すると言っております。十年後、二十年後に複合汚染による健康被害が出てきたときに、誰が責任を取ると言えるのでしょうか。知事をはじめ同僚議員の皆さんにおかれましても、大半は議場にいないかもしれませぬ。責任の取れないものは通すべきではありません。

最近耳にしたことですが、次世代通信規格「5G」の実現が迫り、インターネットの利用の仕方が一変するとありました。5Gとは、高速かつ大量のデータ送受信がこれまで以上に可能になるIT技術ですが、密集している多数の端末と基地局が効率よく通信できるようビームを分割多重して発射し、これまで使われていなかった高周波数帯であるミリ波帯を主に使い、多数のアンテナ素子を用いて電波を目的の方向に集中させるといふもので、その通信速度は、現在の百倍。これまでダウンロードに一分かかったものが、わずか一秒でダウンロードできると言われ、全てのインターネット接続装置をひとまとめにつないでしまう、まさに電磁波の集大成と言われております。昨秋にオランダにおいて5Gの実験を行ったらしいときに、ムクドリ数百羽が墜落し息絶えたという記事を目にしました。因果関係はわからないが、このような情報を見ると、文明が進むと新たな複合汚染が生じるのは時間の問題ではないのかと思わざるを得ません。超低周波音、電磁波、マイク口波が複合汚染を起すことによつて、予想もできない健康被害が出ないとも限りません。陸続きのヨーロッパの国々では、フリーWiFiはあつて当然だったものの、次第に保育所や小学校でWiFiのスイッチを切ることが推

奨される風潮に変化しております。フランスでは、四年前、ついに児童施設でのWiFi使用を禁止する法案が可決成立したそうです。

私たちの周りには、多くの周波数が飛んでおり、どこまで増えるのか知りませぬ。生活が便利になる反面、新たな複合汚染が伴う時代に突入してきたものであります。とにかく危険なものからは距離を確保することが一番と言えます。

以上から、自分たちのふるさと、自然あふれる秋田を守り、県民の健康を守るために、住宅密集地である新屋地区へのイーリス・アショア配備は、絶対行わせてはいけません。そういう意味で、今日の本会議での請願を継続審議とせず、反対の意思を示すべきと考えるものであります。同僚議員多数の賛成が得られますよう期待し、私の討論を終わります。

●議長（鶴田有司議員） 十八番石川ひとみ議員の発言を許します。

【十八番（石川ひとみ議員）登壇】

●十八番（石川ひとみ議員） 社民党会派の石川ひとみです。ただいま議題となりました、請願第五十六号陸上自衛隊新屋演習場にイーリス・アショアを配備する計画を受け入れることはできないとする決議を求める請願について、継続審査とすることに反対の立場で討論します。

イーリス・アショアに関しては、これまでも幾つかの請願が提出されてきましたが、本請願は新屋演習場への配備計画に県議会として反対の決議を上げてほしいとの内容です。地方自治を預かる場に身を置く地方議員として、住民の声を聞き、真摯に向き合う姿勢が問われているのではないのでしょうか。

イーリス・アショアを山口県むつみ演習場と秋田市新屋演習場に配備予定候補地とする旨の報道がなされて以降、昨年六月一日、秋田県と秋田市に対しての防衛省による説明を皮切りに、今日まで、秋田県、秋田市の大きな問題・課題であります。新屋勝平地区振興会が配備反対を表明しておりますし、県議会が行った意見募集では八割方反対という結果

でした。加えて、昨年十二月十三日に行われた「ポーランド・ルーマニア、アメリカのイージス・アショアに関する現地調査報告会」においても、多くの視察に行った議員から、「大きな違いは広大な敷地に配備されているという点だ」との報告がありました。それでも、採択、不採択ではなく、委員会で継続審査とする決定が下されました。とても残念です。

配備候補地の秋田市新屋演習場は、住宅密集地でもあり、学校や公共施設が隣接しております。すぐそばを国道七号線が通っており、この事実は歴然としています。イージス・アショアを配備するには狭隘で、到底無理があります。もう明らかではないでしょうか。イージス・アショアが配備されることになれば、れっきとした軍事基地、それも最先端のミサイル防衛基地になるということです。攻撃の対象になりかねない、有事の際の危険性、爆風や炎の威力がどの程度かと不安は募りまです。日口平和条約交渉へも影響が及ぶのではとの心配の声もあります。大人として、自然豊かなこの郷土秋田を子供たちに残す責任があります。知事御自身は「軍備増強論者」とおっしゃいましたが、私は軍備縮小を願っている一人として請願の趣旨に賛同し、継続審査には反対で、皆様の心ある判断をお願いし討論とします。

以上です。

●議長（鶴田有司議員） 九番加藤麻里議員の発言を許します。

【九番（加藤麻里議員）登壇】

●九番（加藤麻里議員） 社民党会派の加藤麻里です。請願第五十七号地上配備型ミサイル迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画を認めない決議を求める請願について、継続審査とすることに反対の立場で討論を行います。

三月四日の総括審査で、石川ひとみ議員がイージス・アショアの配備反対を表明するよう求めたことに対し、知事は自身を防衛力増強論者だとした上で、「国の専権事項であり、調査結果などの状況を見ずに反対

することは今の段階ではできない」と答弁しました。

住民が懸念するイージス・アショアの配備の一番の問題点は、「住宅密集地に隣接している」という一点であります。地上配備型ミサイル迎撃システムは、常時移動が可能な洋上イージス艦と違い、地上固定基地であることから、最優先の先制核攻撃の対象となるからです。十二月にイージス・アショアが配備されているルーマニアやポーランド、ハワイを視察してきた県議の方たちの感想は、いずれも敷地が広がったという点でした。この違いこそ、防衛省の調査結果など見なくても反対すべき現状ではないでしょうか。

このたび請願書を提出された方たちは、戦争の悲惨さと理不尽さを体験してきた高齢者・退職者団体であり、私の両親と同じ世代の方たちです。自分の親兄弟を戦争で亡くし、人生の歯車を大きく狂わされた方も多いことと思います。誰もが二度と再び戦争のない平和な日本を、そして世界を願ったことと思います。今の日本は、必要以上に近隣諸国との関係を脅威だとおとり立て、関係を悪化させているように思えてなりません。様々な軍備増強策が近隣諸国の緊張を高めていることも事実です。我が秋田県の知事が、私は軍備増強論者だと県議会で堂々と発言したことも、残念でなりません。国を守るためという大義名分で際限のない疑心暗鬼の軍拡競争に突き進むのは許されません。アメリカの貿易赤字解消のためのイージス・アショアの配備が優先されるようなことがあってはなりません。

地元では、様々な団体の新年会でお会いした多くの方たちから、絶対に配備させないよう頑張ってくれとお願ひされました。ここで暮らしている県民の切実な声と受け止めました。新屋勝平地区の子供たちは、どんなに不安な毎日を過ごしていることでしょうか。その不安を学校が受け止め、みんなで見聞を言う場もないでしょうし、友達と話すこともないと思います。でもきつと自分たちの将来がどうなるのか、不安でたまらないと思います。

よって、地上配備型ミサイル迎撃システム「イージス・アショア」の陸上自衛隊新屋演習場への配備計画を認めない決議を上げるべきとの立場から、この請願を継続審査とすることに對し、反対するものです。

以上、同僚議員の御賛同をお願いして討論といたします。

●議長（鶴田有司議員） 十三番沼谷純議員の発言を許します。

【十三番（沼谷純議員）登壇】

●十三番（沼谷純議員） 次の世代につなぐ会の沼谷純です。請願第五十四号、五十六号、五十七号及び五十八号を継続審査とすることに反対の立場から討論を行います。

まずもって、十二月議会に続いてこの場に立ち、この反対討論を行わなくてはいけないということが本当に残念でなりません。私は、今討論をされたお三方とは少し違う観点とはなりますが、このままでは秋田県議会の信頼性、正当性の根幹が揺らぐのではないかという危機感から討論を行わせていただくものであります。

ここにいらっしゃる先輩、同僚議員の皆様には釈迦に説法のようなおしかりを受けるかもしれませんが、私は、この地方議会には大きく三つの役割があると考えております。一つは、県当局からの予算や議案の提案を受け、それを審議し、時に修正し、議決をしていくというもので、これは県当局からのアクションに基づくものですので、受動的な権能と言えます。二つ目は、県議会自らの発意、意思に基づく条例制定などであり、これはいわば能動的な権能と言えます。そして三つ目が、こうした陳情や請願など、県民の声を直接受け、それにどう応えるか、どう受け止めるかという、県民の代表・代弁者たる県議会の言わば本来の権能であります。そしてこの三つ目の本来の権能については、陳情や請願という形で正式に議会が受け取ったものである以上、県当局からのアクションや県議会の発意、意思ということとは関係なく、これに對して何らかの対応・リアクションをする義務が発生するわけであり、今回の請願は、十二月議会で継続審査とされたもの、そして今回新規

の請願として受理したものがあつたわけですが、十二月議会における継続審査と、この二月議会における継続審査では、同じ言葉でも全く意味が異なるものであることを私たちは認識しなければなりません。すなわち私たちの任期が来月末をもって満了するということは、今後想定外の何らかの事情が発生し、臨時議会が招集されるといった可能性はゼロではないものの、常識的には、本日、今日をもって私たちが議員として任期中になし得る最後の議決の機会であり、ここで議決しないもの、継続審査としたものは、任期満了をもって廃案となるわけです。継続審査というものは、当然何らかの継続的な審査や調査を必要するという意味合いなわけですが、私たちの任期満了が目の前に迫っている以上、当然、私たちの任期中に、その請願に對して、その時点での判断を一旦行うということが自然であります。任期を超えて継続審査をするということではできないわけであり、任期満了となる前に請願内容に賛同すべきであれば採択すべきですし、その時点で賛同できないならば不採択とすべきであります。任期中に受理した請願を、任期中に判断せずに廃案にするというのは、言ってみれば、受け取った要望書を机の上に上げて、ああでもないこうでもない、わからない、判断できないとたらい回しにした挙げ句に、ごみ箱に廃棄・廃案にするということにはかなりません。これが、県民の声を受け止め判断する県議会の正常な姿とは、私は到底思えません。私たちは知事に對して、時に掲げられた公約を踏まえ、その任期中に成果や結果を出すことを求めることもありますが、それは翻つて見れば県議会も同様であり、私たちもまた、制度上は、私も含め選挙においてここにいる全員が入れ替わってしまう可能性を持つており、やはりこの議会、このメンバー、この任期中に出されたものに對して、この任期中に何らかの判断を示すというのが政治的な意味合いでも自然な道理だと私は思います。採択してくれとは申し上げておりません。不採択でも結構ですので、現時点での議会の意思、議員お一人お一人の意思をお示しください。

この一年間、時間と税金を使って議論をし、検討をし、そして私たちのこの議会、この任期の結論が、県民の声をただ廃棄・廃案にするというものであるならば、余りにもむなしすぎ、余りにも不誠実すぎます。まさに、北朝鮮の弾道ミサイルを待たずして、我が県議会の存立危機事態と言わざるを得ません。この請願に賛同できるのか、できないのか、採択できるのか、できないのか、それを判断するのは、改選後の誰か、どこかの誰かではありません。今ここにいる私たちに託された請願であり、私たちにはそれを今判断する本質的な権能と義務があると考えます。今議会最後、今任期最後のこの本会議において、議員お一人お一人が御自身の責任と判断において採択・不採択を明確にさせていただくことを切に切にお願いをいたしまして、私の反対討論といたします。

●議長（鶴田有司議員） 二番加賀屋千鶴子議員の発言を許します。

【二番（加賀屋千鶴子議員）登壇】

●二番（加賀屋千鶴子議員） 日本共産党の加賀屋千鶴子です。ただいま議題となりました、請願第五十四号、請願第五十六号、請願第五十七号、請願第五十八号について、継続審査にすることに対し反対の立場で討論いたします。

この四件の請願は、議会の決議や国に計画撤回を求める内容ですが、いずれも議会として「イージス・アショア配備反対」を明確に示すことを求める内容です。

防衛省は、三月一日から四日まで、対空レーダー装置を用いて、電波の影響について実測調査を行いました。わかったのは、机上計算した値よりも低いということだけです。新聞報道にもありますが、調査に使われたレーダーの出力や実際に使われるレーダーとの違いについては、聞かれても示さず、これでは何ら不安の解消にはつながりません。イージス・アショアに搭載予定のSSRを用いた影響調査は、配備地に決まった場所で行う予定と説明しています。決まってからというものも不誠実です。時期を逸しないように対応していくことが強く求められています。

す。

新屋演習場は、住民密集地に隣接しています。知事が総括審査で述べたように「相当思い切った措置」をとったとしても、テロ攻撃や他国の攻撃の標的にならないかという不安を解消するものにはなりません。政府、防衛省は、周辺地域や住民への影響など考えてこなかったのではないのでしょうか。

昨年七月二十三日の全員協議会で、私の質問に対し、新屋演習場を候補地として選定するときにも何を検討したのかという問いに、「約一キロ平米の敷地が確保できた」と真つ先に防衛省は答えました。当時の小野寺防衛大臣が来秋した際、新屋演習場について、「非常に市街地に近く、配慮が必要だと認識している」と、今初めてわかったような発言をしました。今国会で野党議員から「危険な施設を地域に置くことになる。イージス艦のミサイルを増やしたらどうか」に対し、安倍首相は、自衛隊員が自宅から通えるメリットがある旨の発言をしました。周辺地域や住民のことは考えていない発言です。このような政府、防衛省が、住民の声をしっかりと受け止めて真剣に検討していくなどということは期待できないのではないのでしょうか。イージス・アショア配備によって抑止力が高まると言いますが、高まるどころか新たな緊張が生じ、配備地が攻撃されるリスクが高まることは明らかです。昨年八月十八日開催された住民説明会で、「イージス・アショアに指を折っても数えられないような金額を使おうとしている。そのお金を世界の国々と仲良くするために使ってほしい」と防衛省に訴えた住民の方がいらっしやいました。二回目の米朝会談が終わりました。世界の流れは、力対力ではなく、対話の外交ということが大きな流れとなっています。

地元には不安を与え、住民の安全を脅かすこの計画に、議会として明確に反対の意思を示すべきです。私たちの任期中、この議会が最後です。継続審査にし、実質廃案にすることは、すべきではありません。議員の皆さんにこのことを訴え、私の討論を終わります。御清聴ありがとうございます。

ございました。

●議長（鶴田有司議員） 以上をもちまして、通告者の発言は終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。

採決いたします。まず、請願第五十四号、請願第五十六号、請願第五十七号及び請願第五十八号、以上の請願四件の継続審査について、起立により採決いたします。以上の請願四件は、総務企画委員長の申し出のとおり継続審査とすることに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者過半数であります。よって、請願第五十四号、請願第五十六号、請願第五十七号及び請願第五十八号は、継続審査と決定されました。

次に、請願第二号、請願第十一号、請願第二十四号、請願第二十五号及び請願第五十五号、以上の請願五件の継続審査について、起立により採決いたします。以上の請願五件は、教育公安委員長の申し出のとおり継続審査とすることに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者過半数であります。よって、請願第二号、請願第十一号、請願第二十四号、請願第二十五号及び請願第五十五号は、継続審査と決定されました。

次に、請願第七号の継続審査について、起立により採決いたします。本請願は、教育公安委員長の申し出のとおり継続審査とすることに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（鶴田有司議員） 起立者過半数であります。よって、請願第七号は継続審査と決定されました。

次に、委員会の調査継続については、各委員長の申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（鶴田有司議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

以上をもちまして、今定例会の案件全部を議了いたしました。

この際、知事から発言を求められておりますので、これを許します。

【知事（佐竹敬久君）登壇】

●知事（佐竹敬久君） 定例県議会の閉会に当たっての御挨拶を申し上げます前に、昨日御逝去された大関衛議員に対しまして、謹んで哀悼の意を表したいと存じます。

大関議員は、平成十一年の初当選以来、五期二十年の永きにわたり県議会議員として御活躍され、この間、総務企画、建設の常任委員会の委員長、決算特別委員長などを歴任し、円滑な議会運営に力を発揮されるところに、県政の幅広い分野において、高い人徳と卓越した識見をもって我々を御指導くださいました。余りに突然の思いがけない訃報に、ただただ驚くばかりであり、県政の推進に多くの御功績のあった方を失いましたことに、痛惜の念を禁じ得ません。ここに、大関議員の生前の御指導に深く感謝をいたしますとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます。

さて、このたびの定例会におきましては、平成三十一年度一般会計予算案をはじめ多数の案件について御審議をいただき、いずれも原案のとおり御可決を賜り、誠にありがとうございました。

議員の皆様におかれましては、この四月二十九日で任期を満了されますが、これまで県勢の発展に御尽力いただきましたことに敬意を表しますとともに、今期限りで御退任されますお二人の方々に対しまして、一言御礼を申し上げます。

田口聡議員は、平成十五年以来、四期十六年にわたり、福祉環境委員会をはじめ、全ての常任委員会の委員を歴任されるとともに、決算特別委員会、総合防災対策調査特別委員会、地方創生に関する調査特別委員

会等の委員としても御活躍されました。秋田市議会議員としての経験を含め、長年の議員活動により培われた識見に基づき県民福祉の向上に力を尽くされ、特に防災対策については、多くの具体的な御提言を賜りました。心より感謝申し上げます。

菅原博文議員は、平成二十三年以来、二期八年にわたり、農林水産、産業観光等の常任委員会のほか、議会運営委員会、決算特別委員会等の委員を歴任され、この間、総務企画委員会、産業観光委員会の副委員長を務められ、現在は教育公安委員長の重責を担っておられます。温厚実直なお人柄で、生活者の立場に立つて身近な課題について熱心に御議論をいただき、特に地域活性化や観光振興の分野で様々な御提言を賜りました。心より感謝申し上げます。

お二方におかれましては、御退任後も一層健康に御留意の上、引き続き、豊富な知識と経験を生かし、県勢発展のため、さらなる御指導と御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また、来る四月の選挙において立候補されます議員各位におかれましては、御当選の榮譽を得られますよう御健闘をお祈り申し上げます。挨拶いたします。ありがとうございます。

【議長（鶴田有司議員）起立】

議長（鶴田有司議員） 任期最終の定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、今任期中、議会活動を通じて県勢の発展と県民福祉の向上に力を尽くされ、県民の負託に応えてこられました。皆様のこれまでの御努力に対し、深く敬意と感謝の意を表する次第であります。

この四年間を振り返りますと、県では、人口減少対策や産業の振興、健康寿命の延伸、災害に強い県土づくりなど、本県が抱える諸課題の克服に向け、県政の運営指針である「ふるさと秋田元気創造プラン」をもとに重点施策を推進してきたところであります。県議会においては、人

口減少社会の到来により減退する地域の力をいかに維持していくかが課題であったことから、「地域社会の維持・活性化に関する調査特別委員会」を立ち上げ、政策提言を行いました。また、開かれた県議会として平成二十六年から実施している「県民との意見交換会」を、今年度は初めて高校生を対象に開催いたしました。加えて、政務活動費の透明性を高めるために、収支報告書等のインターネット公開の決定や使途基準の見直しを行うなど、議会改革を着実に進めてきたところであります。

私は、平成二十九年五月以来、議長の要職に就かせていただきましたが、幸いにも、竹下副議長をはじめ議員各位の力強い御支援と、執行部の皆様の御協力をいただきながら、活力に満ちた議会運営ができましたことは、何よりも喜びとするところであり、改めて関係各位に対しまして心から御礼を申し上げます。

本日、議場を去るに当たり思い起こされますのは、任期半ばにして惜しくも他界されました、能登祐一議員、大野忠右エ門議員の在りし日のお姿であります。そして先ほど弔詞の贈呈を議決いたしました。昨日急逝された大関衛議員は、私の高校、大学の後輩でもあり、突然の訃報に大変驚き、落胆しているところであります。ここに、皆様方とともに、改めて三名の故人の御冥福をお祈りいたしたいと存じます。

また、今期をもちまして田口聡議員と菅原博文議員が御勇退されます。お二人のこれまでの御功績に対し、改めて深甚なる敬意を表しますとともに、今後とも、本県発展のために豊富な知識と経験を存分に発揮され、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、統一地方選挙の期日がいよいよ目前に迫ってまいりました。県議選に臨まれる議員各位におかれましては、健康に御留意の上、この選挙戦を勝ち抜いていただき、再びこの議場において、皆様と秋田のさらなる発展に向けた議論を交わすことができることを切に願っています。

終わりになりますが、県勢の限りない発展と皆様の御健勝をお祈り申

し上げ、私の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

●議長（鶴田有司議員）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

閉会いたします。

午後三時二分散会